

# 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習のご案内

CPDS認定講習

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部  
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10  
TEL (099)257-9211 FAX (099)257-9214

この技能講習は、労働安全衛生法第76条の規定に基づく「木造建築物の組立て等作業主任者」技能講習です。

軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若くは外壁下地の取付けの作業には、「木造建築物の組立て等作業主任者」の選任と作業の直接指揮などが必要となります。

## 1 受講資格

- (1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (3) その他厚生労働大臣が定める者

## 2 講習年月日、会場

平成23年6月2日(木)～平成23年6月3日(金)	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
平成23年7月25日(月)～平成23年7月26日(火)	鹿児島県建設センター
平成23年8月25日(木)～平成23年8月26日(金)	鹿児島県建設センター
平成23年9月1日(木)～平成23年9月2日(金)	始良郡建設会館 (始良市加治木町諏訪町20)
平成23年11月17日(木)～平成23年11月18日(金)	鹿児島県建設センター
平成24年2月13日(月)～平成24年2月14日(火)	鹿児島県建設センター

## 3 講習の開始及び終了時刻(途中休憩を含む)

1日目	講習開始時刻 9:00	講習終了時刻 17:15
2日目	講習開始時刻[全科目受講者]9:00[免除者]14:30	講習終了時刻17:15

- \* 受付は、講習開始時刻の30分前から行います。
- \* 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。

## 4 講習日程、科目、時間(○は受講が必要な科目、×は科目一部免除者の受講が不要な科目)

日程	講習科目	講師	講習時間	全科目	免除者
1日目	(1) 構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	当支部 専属講師	7時間	○	○
2日目	(1) 工事用設備、機械、環境等に関する知識		3時間	○	×
	(2) 作業者に対する教育等に関する知識		1.5時間	○	×
	(3) 関係法令		1.5時間	○	○
	(4) 修了試験		1時間	○	○

## 5 科目の一部免除

2日目の(1)機械設備、環境等に関する知識、(2)教育等に関する知識の科目を免除できる方は、次のいずれかの技能講習修了者です。

「型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習」 「足場の組立て等作業主任者技能講習」  
「鉄骨の組立て等作業主任者技能講習」 「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習」

## 6 受講料及びテキスト代

- ・ 全科目受講者の受講料は、9,800円です。一部科目免除者の受講料は、8,800円です。
- ・ 受講料の中には修了証の交付代は含まれますが、別途、テキスト代1,500円が必要です。
- ・ 建災防会員事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので受講料のみとなります。

## 7 申込み方法(申請書に記載された個人情報には本講習の目的以外に使用することはありません)

- ・ 受講を希望される方は、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申し込みください。
- ・ 受講資格の(2)該当でお申込みされる方は、所定の学科を卒業したことを証明する書面(卒業証書の写など)が必要となります。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は、原則として返還できませんので、ご承知置きください。

## 8 申込み及び問い合わせ先(受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申し込みください。)

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211)

(2) 「始良郡建設会館」会場での受講希望者

鹿児島県建設業協会 加治木支部 (始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044)

又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

## 9 募集定員

- ・ 定員は100名以内となっています。
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

## 10 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を交付します。